

します。

○委員外議員(山田勲男) ちよつと労働大臣に御質問申上げたいのですが、御承知のようにこの占領軍政下に全国二十四万余の進駐軍の要員がいるわけでありまして、この中にはもとより陸上勤務者が大部分であります。この朝鮮戦争が勃発して以来、この進駐軍の要員に對しましては、この意味で非常な、何と申しますか、アブノーマルな状態が出て参りました。一面においては非常に労働力の強化ということが激烈になりますと共に、精神的或いは身柄の拘束、例えば従来八時間勤務であつたものが、二十四時間三交代が二交代になり、更に二十四時間勤務、而も身柄を拘束されるといふような事態が全国相当多方面に起つてゐるのであります。これで第一に私お伺ひしたいことは、労働省としてそういう労働の強化といふことに對しまして、労働基準法に抵触する面が非常に多くなつた。これに對しまして労働省としてはすでに相当把握されてゐると思ふのであります。これに對しての対策をどういふようにせられるおつもりかどうか。又現に取つておられる我々の知らない範囲ですが、関係方面に對しましての折衝の結果、経過といふものを一つお伺ひしたいのであります。

それからもう一つは、これは賃金に關する問題であります。これはもうすでに労働委員会にも再三第七国会で取上げて頂いたのであります。この前の国会でまゝとりました例のブリヂ・エイリング・ウエイジ、一般職種別賃金であります。これは進駐軍の要員

は、例の確か一昨年の十二月と思ひますが、これによつて規定されておる。これが今ないわけでありまして。進駐軍としては特殊の労働関係に立ち、そして地位の安定といふものが非常に不安定であり、依然として一般職種別賃金による賃金の確保といふことをお願ひしたいわけでありまして。法制化して頂きたいわけでありまして、これに對して政府はどういふ考えを持つておるか。国会においてこれに對する法案を出して頂けるのかどうか。或いは出せない事情にあるのか、この点を一つ明確にお願ひしたい。先ずこの二点を一つお願ひしたいと思ひます。

○國務大臣(保田利雄) 第一点の進駐軍関係の労働者の労働状況、これに伴う対策措置の問題でございまして、お話しのように事変以来、只今といたしましては労働基準法の示す臨時的な措置によつて対処しておりますわけでありまして、事態の推移によりましては、相当これは各方面とも併せまして、できるだけ例外的措置をとらぬように人員の充足を図り、或いは労働状況の管理を合理化いたしまして御懸念の点に對して十分善処する必要があると、かように考えてまして、この事態について只今のところ関係方面に折衝いたしております。最も大事な点は、時間外の勤務或いは休日労働、そういうものをできるだけなくして貰いたいといふことで折角折衝をいたしておるところでございまして。

第二の、国等を相手方にするあの法律案でございまして、先般も原委員からお尋ねがございまして、間に合はばこの国会に提出したいと考えて折角事務当局を奮勵いたしまして急がせ

ておりましたが、未だに関係方面との完全な了解が得られない。且又関係各省との話合も残つておる面もございまして、かたゞ立案過程におきまして、どうしても労働省所管として或る程度の予算措置を講ぜなければ、この法律を出しても半ばその意義を失するといふようなこともございまして、その点につきましても努力をいたしたのでございまして、只今のところ困難な状態にございまして、成るべく速かな機会に立法するようにしたいと考えております。

○委員外議員(山田勲男) 今の第二の問題であります。これは先程申し上げましたように、進駐軍の労働関係は非常に不安定であるといふことを認め、あつて、あつて進駐軍労働者の給料は、これは日給月給になつておつて、月給制度でないわけでありまして、そういう点からでも申し上げるが、他より高くなつております。併しそういうたような法律で保障がないと、今日失業者が非常に多くなつております。であるからしてこれを雇ひ替へれば非常に安い賃金で雇へる、労働市場に非常に供給者が多いわけでありまして、そういう点もやはり労働者が非常にこわがつておるわけでありまして。政府として現在行なわれておる賃金はこれを下げるといふことはしないかどうか。これに對する一つ保障ができるかどうかといふことをお尋ねしたい。

それから第一の、今の労働基準法に關する問題であります。これは労働基準法と言ひますけれども、一面労働組合法の不当労働行為もあるし、特に現在のはつきり浮び出て來てゐるのは、

労働基準法にふれる仕事が多に多いといふことであります。御承知のように進駐軍労働者は労働の提供でありまして。戦争の協力といふことはできない建前でありまして、実際に職場に行つて見ると、先程申し上げましたように殆んど二十四時間勤務で、身柄を拘束して、これは或いは勤務地の関係等もあると思ひますが、勤務を提供しておるという立場にある者が、殆んど協力者の立場に今置かれておる。そこに身柄と精神的苦痛が非常にあるわけですが、これは第二の問題とも関係します。そういうようなわけで、すでに戦争以来、北朝鮮の問題が起きて以來四週間は経過してゐる、四週間は経過しております。そうして今までも休日や一回も貰つていない。三週間のおもて休暇を一回も貰わぬといふのが現実であるのであります。それから、こういう点を一つ労働省としては飽くまで労働を提供するのだという立場から、関係方面に強く言つて頂くにやいかん。私の方からもやつておりますが、これは少くとも労働基準の、行政からその区別をはつきりして保障して頂きたいといふことを申し上げて置きます。

もう一つ、海上勤務者に対して触れてなかつたわけでありまして、これは社会党としては一般船員の問題でいろいろ論議されて、大蔵委員会或いはこゝでも又御質問になつたかと思ひますが、これは進駐軍の現在の要員の中に陸上勤務者も海上勤務者になつて徴集のような形で行つておる。それから勿論船員として行つた者はどん／＼戦争危険区域に入つてゐるわけ。私の聞くとところによりますと、日本の海員組合は船主協会と一種の取決めをいた

しまして、手当についてはかなり詳細なことも決まつておる。それから昨日も私のところに訴えておりましたが、電氣通信省では、これは全通の関係であります。海軍電報の敷設のために数日のうちに戦争区域の方へ入つて行くといふような問題でありまして、危険その他の手当についての陳情がありまして、こういうような船員労働者に対する進駐軍の船員、要員に對して、今の日本の海員組合が日本船主協会と行なつておるようなまあ団体協約であります。それがそれと同等じやうな程度で、これは身分とそれから手当の保障、賃金の増加といふことが望ましいのであります。これに對してはまだ労働省としては何ら具体的な御決定はないかどうか、その点を一つ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(寺本廣作) 朝鮮事案が開始してから火薬類の包装であるとか或いは小銃類の発射試験であるとか、相当な危険作業に日本人労働者が従事してゐるといふことは事実でございします。現在までのところは、大体本俸の一割乃至二割の危険手当を支給するといふことで暫定的な措置をとつております。ところが、こういう危険作業が段々長く続いて行くといふような状態になりますれば、いろいろの危険防止のための措置も具体的に研究しなければならぬ問題が沢山あると思ひます。尙危険の程度に應じて、更に危険手当を増額する必要があるかどうかといふことにつきましては、目下特別調査庁と打合せて考案中でございします。

尙船員の点につきましては、これは具体的に労働省の問題ではなく運輸省の方が取扱つておりますので、私の

方では船員の問題は深く関知いたして
おられない状況であります。以上のよう
なわけでありませう。

○委員外議員(山田節男君) もう一

つ、これは寺本基雄局長がお見えにな
つたから特別にお伺いするのであります
が、進駐軍の要員は、御承知のように
これは労働の提供だけなんでありませ
う。従つて労働基準法に準じて従来ま
でやつておつた。ところがこういう朝
鮮事変が起きて以来、もう全国的現象
として、もう一週四十八時間という
ことは全然問題になつて来ておらな
い。十二時間……三交代が二交代にな
つた。更に二十四時間勤務になつた。

而も身柄を外へ出さん。そういうたつた
労働になつて来ている。これは労働の提
供の命令です。そうなつて来た場合
に、進駐軍要員の日本人としては、こ
れは戦争に協力することはできるもの
ではない。ところが現地ではすべて命
令で以て今のようなことをやられてお
る。これに対する政府の救済というも
のがどの程度できるものであるか。ど
の程度これができるか。この見込みを
一つお聞きしたいと思ひます。この意
味が分りますか。労働の提供者という
建前、そして職場によつては労働提供
以上の精神上及び身柄も拘束を受け
る。而もこれに対して賃金の増額とい
うこともない。これは労働基準法上ど
ういうふうに考えますか。これは速記
を止めて頂いてもいいですか。一つ
明確な御答を願ひたいと思ひます。

○政府委員(寺本基雄君) 朝鮮事変が
始まりまして以来、進駐軍関係で、軍
の命令によりまして、日本人の労働者
に対して相当強いいろいろな要求が出
されておるといふことは事実であると

思ひますが、それが基準法で申します
強制労働に該当するかどうかというこ
とになれば、これは非常な疑問だと思
ひます。基準法で強制労働と申します
場合には、大体は退職の自由を認めぬ
というふうな場合を強制労働と申して
おりますが、現在でも進駐軍労働で
退職の自由を認めぬという事例は余り
ないのではなからうか。ただ問題とい
たしまして、御指摘の通り、休日の廃
止であるとか、それから労働時間の延
長であるとか、それから場合によつて
は女子の深夜業であるとかいうこと
を、今の基準法で許されるぎりぎりの
ところまで法律が使われまして、そう
いう事態が行われておる。その法律上
の問題といたしましては、大体天災地
変その他避けることのできない臨時の
必要があるものというところで、軍の命
令が出た場合には扱ふというところで、
現在までいたしております。ただすで
に事変が起りましたして四週間にもな
りますし、休日の廃止であるとか、労働
時間の延長であるとか、女子の深夜業
などというところは、いずれも臨時の措
置として基準法上認められておるので
あります。それが平常化して、恒常
化して行くというところは、労働管理上
避けなければならぬというところで、労
働省といたしましては、増員をするこ
とによつてそういう非常の措置を平常
化するように関係方面に要望いたして
おります。関係方面のレーバーとい
たしまして、現在要員の充足に努め
よう、現地の軍関係者に要求をし
て、現在統々充員中で、人員を増加中
であるから、間もなくそういう非常の
措置は平常化し得るようになるであら
うというのを申しておるような次第

であります。
○委員外議員(山田節男君) 今の強制
労働は存在しないということですが、
ちよつと私はそれは認識が誤つておる
と思ふ。というのは、私が得ておる各
地からの情報によりますと、……
速記をちよつと止めて下さい。

○委員外議員(赤松常子君) 速記を止めて
下さい。

○委員外議員(赤松常子君) 速記を始めて
下さい。

○政府委員(赤松常子君) 只今具体的
な事例をお挙げになりました。いろいろ
御指摘になりました点は、私共初め
て伺つて頂いたような状況でござい
ますが、その点につきましては、私共
の方でも十分調査した上、御指摘のよ
うな点につきましては、関係当局に対
して申入れをしたいと思います。
尙事件が勃発いたしました当時、司
令部では労働関係官と、八軍の關係
官が集まられました。私共もその席へ
呼ばれました。大体進駐軍関係のこ
の労働管理は基準法の枠の中でやろう
というところで結論が出ておりました。基
準法の枠の中でやれるかやれないかと
いうことを検討した上、枠の中でやれ
るという結論を出して、それを合法的
にすべてやろうというような申合せに
なつておりますので、首脳部としては
法律を無視して労働管理をやつたも
りはないのであらうと、こういうふう
に考えております。従ひまして只今御
指摘のような事実が指摘されました場
合には、十分考慮して頂けるものでは
なからうかと思ひますが、尙労働省と
いたしましては、事実調査の上で關係
方面に申入れをしたい、こう思ひま

す。
○委員外議員(山田節男君) 私は今申
上げることにして尙政府にお願ひし
て置きます。これについては私共起し
ますのは、昨年の十一月月中旬にドイツ
へ行きました。ドイツは丁度軍政が解
かれまして、新しい共和国ができた
直後でしたけれども、併し米軍、フラ
ンス、イギリス、殊にアメリカは相当
進駐しておりました。その要員の状態
を私は私調べたので、今申上げてい
る管理について注意して置く次第であ
ります。ドイツは御承知のように、非常
に何といひますか、民族性が強いと申
します。日本では労働基準法で定め
られた以上のことはやらない。やれと
言つてもやらない。殊にアメリカ人の
労働者であるとか……ドイツ人は非常
に頑固といひますか、むしろ反米的思想
を持つてゐるのじやないか、……
……、速記を止めて頂きたい。

○委員外議員(赤松常子君) 速記を止めて
下さい。

○委員外議員(赤松常子君) 速記を始めて
下さい。

○委員外議員(赤松常子君) 速記を始めて
下さい。
○山花秀雄君 只今基準局長が来てお
りますので、本来ならばもう少し具
体的に調査して質問したいと思ひまし
たが、この機会を利用して一つ質問し
たいと思ひます。
それは例の賃金の遅払いの問題であ
ります。最近各地に遅払いが起きま
して、その遅払いによつて基準監督署
がそれを調査して、そしてこれが訴訟に
なりましたときに、一応罰金、こうい
うまあ結論が出るのであります。な
かなか監督署の方でよく監督をやつて
呉れているところもございしますけれ
ど、やらない。そしてそれが訴訟に

なつて罰金ということになりますと、
特にこの事件が一つ……の事件となり
ますので、仮に五百人は罰金というよ
うな判決が起りましたときには、賃金
の遅払いがあるような工場でありませ
う。従つて労働者が法によつて保護さ
れたる権利を主張すれば、共倒れにな
るというふうなところから、非常に法
を守るといふことに躊躇しておるとい
う傾向が現実の問題としてあるのであ
ります。又資本家の方はそれをよいこ
とにして、逆に労働者をおどかす。訴
訟をやれば共倒れになるのだ、罰金で
もくつたらどうするのだ、こういうよ
うな、一つの或る意味における恐喝手
段にこの問題を適用してゐるという点
が多々私共の關係しておる労働組合方
面においても認められるのでありま
す。従つて基準法の罰金というよう
な処罰を、体刑という処罰にして貰いた
い。そうすれば懸念なる資本家も法を
守る方向へ来るのではなからうか。こ
ういふ意向が非常に強いのであります
が、最近のこうした事例に鑑みて、罰
金を体刑に変更し得るような態勢とす
る意思があるかどうかといふことを一
つ御返事を願ひたいと思ひます。

○政府委員(寺本基雄君) 賃金の不
払、遅払いは、昨年の三月以来行政方
針として、現金があつて賃金を
払わんというものは、全部違反として
重に取締つております。乃至は現金が
なくても、賃金債務が発生してゐるの
に、他の債権のために金を充当した、
その結果賃金が払えなくなつた、
これは違反として取締るという方
針を決めまして、賃金遅払いは嚴重に
取締りを始めてから、本年五月で

百三十九億程の事件が基準局の手にかかつておりまして、五月末の統計では、百十九億だけ片付いております。現在約二十億が焦げつきと申しますか、基準局の手にかかりながら片付かないという統計になっております。月々基準局で扱います賃金不払事件は、三千件乃至四千件というような件数に達しておりまして、相当監督官の仕事の大部分を賃金遅払いで占めておるといふのが昨今の状況でございます。そういういたしまして、この基準局に持込まれます事件で片付くのが、大体金額にして八六%、事件にして七四、五%片付くのであります。その残りの片付かない分をどうするかという問題でございますが、現金があつても払わんとするのを基準局は検事局に送る。御指摘の通り現在の法律によりますれば、賃金遅払い、不払は基準法違反として一件罰金五千円が最高刑でございます。体刑がございせん。これがやはり昨年の三月以来、法律の解釈に新たな意見が取られました。賃金遅払いは労働者一人々々に対する権利の侵犯である、労働組合のように組合として権利を保障されたものでなく、労働者一人一人に保障された権利を侵すものであるから、賃金遅払いは労働者の数だけ罰金を取るべきであるという新たな意見が生れました。その方針で私共の方でも送検いたした、検事局でもその方針で処理いたしております。最近の判決例で、労働者の数に五千円を掛けたという、最高の刑を科するというのが出て参りました。賃金遅払い事件の判決で罰金十萬円という事例が起つております。その結果御指摘のように、却つて賃金が払えなくなるといううな

面が現われつつあります。併しまあ罰金がそういうふうな多額に科せられまう場合は、主として現金があつて払わんとするような事例が、悪質の使用によつて行われる事例が相当にあるのであります。併しながらいづれにいたしましても、結果としては使用者が罰金を取られたからといって労働者の賃金が帰つて来るものではないという点で、労働保護としては直接的でなく間接的なものになっております。この点は御指摘の通り罰金でなく体刑にした場合でも、恐らく労働者の保護が間接的なものになるという点ではなからうかというふうな考へるのであります。この点で最近までずっと労働省で研究いたしております政府を相手方にする契約における労働条件に関する法律、昨年の国際労働会議で採択されました条約に準拠して作ろうという法律では、従来のように使用者を処罰して間接的に労働者の賃金を保護するということとなく、工事代金の遅延分から未払賃金相当額を事業官庁なり支払官庁が押えて、それを労働者に払込み得るようになれば、その方が賃金保護としては徹底するのではないかと、目下その案が研究されております。もと／＼この賃金不払は民事の罰であります。民事の債務を払う払わんの問題であつて、民事の問題であります。これを刑罰で処理するということにはいろいろの反対意見もございす。近代の法制でこの債務支払を刑罰にするといううなことは外に余り事例がないというところで、賃金不払を罰金にするということについても相当有力な反対意見がございすので、これを体刑にすることになれば、又いろいろ

ろその方面からの反対意見も出るのではなからうかと思つてあります。労働保護といつたしましては、労働者の賃金を確保するというのが第一の問題でありますので、労働省としては体刑問題を同時に研究いたしますけれども、立法の方向としてはできるだけ直接的に労働者の利益を保護するといううな方向を考究する方が適當ではなからうかと、こう思つて目下研究中でございます。

○山花秀雄君 今の基準局長の回答でよく分りました。労働者保護という点で、一つ真剣に急速にこの問題の解決に御尽力をお願いしたいと思つております。

それからこの問題は元来総理大臣に聞けば一番いいと思つてますが、幸い労働大臣が来ておりますのでこの機会に一言労働大臣の所信をお聞きしたいと思つてあります。只今は山田議員の方から進駐軍要員に関する朝鮮問題を中心にいろいろ質疑がございまして、私共は常識的に進駐軍費用と申しまするか、占領費と申しまするか、これは日本の義務付けられたものでありまして、予算に一応計上されてこの義務に服してゐるのであります。最近のように朝鮮問題を中心に進駐軍の費用はぐつと嵩むということが常識的に考へられるのであります。我々は予算の範囲内で決めた進駐軍費用よりもはみ出た場合に、これを日本が負担していかどうかという疑義が起きて来るのであります。日本は戦争には介入しない。戦争には超然たる態度をとるのが今日の日本の立場であります。決められた予算の範囲からはみ出る部分は、アメリカと南朝鮮と北朝鮮との、こ

の戦争によつて生じた一つの費用だと思つてあります。当然これはアメリカ側が負担していいものと私はまあ考へるのであります。この問題に対して政府はどう考へになつておるかという点を一つお聞かせをお願いしたいと思います。

○國務大臣(保利茂君) ひとり私共の所管であります場合のみならず、その種の問題はいろいろな面において、若し今後の事態がこういう傾向を大きく辿つて行くといつたしましたら、そういう事態も考へなければならぬ。そのことは総理大臣及び主管者において相当考慮しているように私承知いたします。大体お考へのような考へ方を持っております。

○山花秀雄君 私は労働大臣がこの問題について直ぐにお答へなさることについて是非常にむづかしい立場におると考へております。どうか閣議がございしましたならば、労働委員会がどういう意見の質問があつたということを一つ御報告を願つて、政府のこの問題に対する明快なる態度を一つ御決定願ひたいと思つております。希望を申上げて置きます。

○國務大臣(保利茂君) そのようにいたしたいと思つております。

○原虎一君 基準監督局長にお伺ひしたいのですが、やはり先程山花君の言われた賃金不払の問題、これに対する………このままで行つたら或いは労働者は賃金では食えなくなつて来ることは想像に難くないのであります。そこで問題は先程御説明、御答弁がありましたように、労働者の権利を保護するという建前から行きますれば、現在の訴訟で民法関係でありますと、即ち

仮処分、仮差押をするには、賃金不払に対する仮差押をする、或いは仮処分をやるといふことになりますれば、相當の積立金を要する。そういうことは普通の民事訴訟と違ふのですから、併し労働者の賃金を今日の法律で確保するには、尤もそれ以外に方法がないが、そういうものをものと簡易にやれる方法の法律を作るか、或いはその分を政府みずからやる。丁度健康保険の滞納に対して国税の滞納と同様に差押をやる。賃金不払に対しては先ず政府当局が労働者の権利を保護してやる。保護するために債権を確保して置く。と、こういう手段を政府が講じなければならぬではないか。ですから先程山花君が言われた体刑にしても、これは間接的な保護になり、直接的な保護は結局他の債権者に押えられ、或いは銀行から押えられる前に、優先的に労働賃金の不払を確保して置くということとを政府がすべきではないか。そうしなければ私は、これが景気が回復しますればいいのですが、とにかくそのままだとすれば、賃金不払になる。現にそういう問題が起つておりますのは、埼玉県においては上尾の東洋時計、これなんかは国税滞納が二十萬円ある。これを利用して税務官吏が、我々から言いますれば職権を濫用して、その中に介入して労働争議の調停をするといううな問題がある。これは国税庁の長官代理に今話をしてあり、大体解決しましたけれども、そういう問題が起つておる。それから現に方々に起つております文春堂の争議のごときは、五百三十名が今年の二月から賃金を貰つていない。而もそれは軍の命令で立退きを受けておる事業主

が、その措置よろしきを得ないから、軍の方で非常信用をなくして立退料が貰えない。そうして従業員は二月から三月一ぱいの給料はこれは事業主の、事業場の責任で払われなかつた。四月からは立退き問題からこれは不可抗力と称して払っていない。而も銀行が機械の差押をする。債権者が差押えますから、うつかかりしておつた労働者の方は五百三十名何も差押える物がなくなる状態になつておる。基準監督署はその示唆も与えないし、指導もしない。こういう法律がないから示唆もしなければ指導もしない。こういう問題が現われて来ておるわけです。ですから私はやはり簡単に賃金の不払に對しての債権を確保できる手段を労働者みずからとり得るか、或いは政府が代つてやるという方法をとらなければならぬ。このことはずつと前から申し上げておりましたが、まだその点についての政府の御決意がないようであります。今の基準監督局長の御答弁によると、ないようであります。そうだとしますれば、やはり本労働委員会において検討しまして、議院提出の法案を作るといふふうにもしなければならぬ。こういう考えをいたすのであります。この点は今基準局長としてはどうお考えになるか、ちよつとお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(寺本廣作君) 御指摘の通り賃金不払、遅払い事件に対する監督署の処置は、現在までのところ非常に消極的なものでございます。既存の訴訟法の下では監督官が現在基準法に基づいて使用者を責めたてて扱はれるという以外には、有効な方法を取り得ることがないのであります。尤も簡易裁判所

では訴訟代理人に裁判長の許可を得れば、弁護士以外の者でもなれる制度がございまして、この制度を使つて監督官に訴訟代理をやらせるということ、現在の状況では非常に困難と思ひます。具体的にいろいろ研究をいたしておりましたが、現在の法制の下では、監督官が現在基準法二十四条を使つて、使用者を責め立てて賃金を労働者に払わしておるといふ以上の措置はとり得ない状況でございます。それで何か政府が直接労働者に代つて簡易な方法で賃金の取立てをして、労働者に渡してやるという方法が考えられないであらうかということでございます。この点につきましては、実はアメリカの労働基準局長がアメリカの公正労働基準法施行十周年の報告を

国際労働事務局に出しております。その文書の最後の結びのところに、やはり賃金を払わない使用者に對してただ単に処罰をするというだけでは労働者の権利は確保されない、従つて何か行政機関が代つて取立てをやるという方法が必要であると考えられるというのを附加しておる程度でございます。私共の承知いたしておりますところでは、現在まで労働立法として一般に監督官が賃金、債権を代つて取立て、簡易な方法で労働者の権利を確保してゐる立法例を承知いたさないものであります。ただ先程申し上げましたやうな、政府が発註いたしました工事であるとか、政府が発註いたします物の生産の場合には、政府が代金を支払います際に、未払い賃金なりその請負師乃至製造業者の未払賃金相当額を押えれば労働者にその分を廻し得るということはあるので、政府を相手方に

する契約における事業で賃金未払が起りました場合には、実質的に労働者の権利を政府が確保することができるといふふうに考えますので、その点は先程山花委員にも申し上げました通り、目下私共としては是非それを実現したいというところで研究を続けております。それを実施いたしまして、それからその運用の結果いろいろ我々としても將來一般的にその制度をどういふふうに使つて得るかというふうな経験が出て来るのではなからうかと思ひますが、只今までのところでは、どうも労働立法として外国にもそういう立法例がございませぬし、いろいろ工夫研究はいたしておりますけれども、現在までのところではいふ案が出ないという状況でございます。

○原虎一君 責任ある御答弁としてはその程度かと思ひますが、事實上労働者の権利である不払賃金を取立てるために今の民事訴訟法によつてやるというところはこれは不合理である。この点をもつと簡単に訴訟ができて、法の力によつて少くともどちらにしても、ストライキを賃金不払だからといってやつても、賃金は来ないと思ひます。働いておれば尙幾らかは来るかも知れないという程度である。そのうちに債権者が来て会社の財産を皆押さへてしまふ、こうなれば労働者は不安である。そうなるつてからの労働者の罷業権を行使しようが、それは非常な社会に同情を訴へる程度でありまして、罷業の効果というものは削減されてしまつておる。争議の効果というものは削減される。これはやはり基準法に基く使用者側の義務不履行でありますから、これは法によつて労働組合なり労働者が簡

単に債権を確保して置くということは考えられることであります。外国に例がなくとも、日本くらい賃金不払を因図しする資本家は例がないのであります。こういう点はやはり日本特殊な法律を作るべきで、法律を作るのは議員の任務でありますから議員がやるべきでありますけれども、直接働に當つておるところの基準局長は、全国を巡合的に視察して、どういふ観察を持つておられるかということをお伺ひしたわけです。

次に労働大臣にお伺ひいたしたいのであります。先程から例の朝鮮事案による労務の問題でありまして、これは基準法違反云々という問題は、これは非常な事案の根本的な、基本的な考えに及んで来るのだらうと思ひますが、これはそこまで考えることなくして、實際の労働強化が行われておる。労働強化が基準法違反である云々と言われるが、事實上の労働強化に對する一体正當なる報酬を如何にして保障してやるかというところは政府の責任だと思ひます。この問題を労働組合が取上げて、マツカーサー元帥に要求を出すわけにいかん。従つてやはり政府が、基準法違反であることは勿論であります。労働強化の問題が先程言いますやうに一週間、それは不法監禁ではありませぬけれども、一週間泊込み、或いは二週間泊込みで作業をしなければならぬ。或いは海底電線を敷設するために直ちに命令が出て、通信従業員が船に乗らなければならぬ。今までの職業の關係からいへば、こういう問題が、先程労働大臣は、これの予算關係は折

角研究中だと言われておりますけれども、これは非常に私は明確を欠いておる。然らば今運輸省の關係だと言われましてけれども、運輸省の方の關係におきまして、すでに手当額は決まつて、その金はアメリカにおいて負担するものだとなつておることを我々は聞き及んでおる。例えて申しますれば、船長なんかは危険区域域内におけるところの航海に對しては一〇〇%の手当が貰える。三十日間勤めれば三十日間一〇〇%の手当が貰える。又危険品を搭載する場合の手当、危険区域域内に航海しなくても危険品を積むだけでも五〇%の手当が支給されてゐる。そういうものなどはアメリカの金に對してなされる。すでに決まつてゐるのです。こういう事実から考へて見ますと、これは速かに、何も我々は事に乗じて労働者が一銭でも多く取る、ただの十円でも多く取るというやうな、そういう卑しい根性ではなくして、正當なる労働に携つて、正當なる支払を受けるために適當な処置をされるということが必要だ。これは先程山田議員から特別発言がございまして、要するに基準法違反はどうだ、強制労働はどうだということを強調せられておりますけれども、私はそういう問題は勿論言ふまでもないことで、政府は事實上労働強化に對する賃金を如何にするか、危険手当を如何にするかという問題までを考へ願わなければならぬのではないかと。勿論終戦処理費以外のものではないから、それは今支払がなからうとも、先にはある筈で、こういう問題は關係當局、実は本日特調の契約部長の御出席を願つたのであります。が、何かこういう問題で關係方面と折

働されるために出席されないというところで、恐らく午後には幾らか明確になるのではないかと思っておりますが、ちよつと私はこの海員の方は、労働組合もしつかりしている関係もあるかも知れませんが、或いは船主協会がしつかりしている関係もあるかも知れませんが、明確に数字によつて明らかにするところまで来ておる。労働省が余りに遠慮なさる必要はないと思ふ。もつと明確に法令化することが必要だ。一応この点は希望を附して置きたいと、こう思つております。

○政府委員(寺本廣作君) 只今御指摘のありました朝鮮事変以来労働強化が行われておる。法律違反の行われないうちにすべきは勿論であるが、法律の枠内であつても、労働強化に對しては正當な補償をするように労働省は尽力すべきであるという御意見でございますが、御尤もな仰せであつたと考へます。私共といたしましては、先程申し上げました通り、事変が勃発いたしました以来、時間外労働が非常に殖え、休日労働も殖えております。深夜労働も殖えておりますので、それにつきましてはそれを平常化するようになつて申入れを行うのと同時に、その時間外労働、休日労働に對してはそれぞれ基準法で定めておる最低限以上の補償を与えるように申入れを行なつております。現在までその筋の關係官の言明するところによりますれば、朝鮮事変以來行われた時間外労働並びに休日労働、深夜労働に對しては確實に五割増しの賃金を支払つておるといふことでございまして、尙先程も申しました通り、危険手当の点は船員關係が非常に明確になつておりますのに、陸上労働ではやや立ち遅れの感があるといふことも仰せの通りでございます。現在までは小銃や大砲類の発射試験の手伝であるとか、それから火薬包装の業務であるとかという点に關して危険手当を本俸の二割乃至三割支払つておるだけでございまして、これにつきましては、危険の種類に應じて更に増額の必要があるものがあるのではないかと、この点で、その危険の、災害の防止の措置と併せて目下特別調査方面と協議中でございまして、労働省といたしましては、御指摘の通り既存の労働法令の枠内、労働管理が行われるといふことについて十分注意を払いますのと同時に、労働強化が行われた場合には、それに対する報酬、補償は的確に行われる必要があるといふことを明確にして、關係方面にもその旨を要するつもりでおります。

○委員長(赤松常子君) それでは一応外に御発言ございませうならば、前回からの引続きの失業保険法の一部を改正する法律案に對する質問を終わりたいと存じますけれども、時間も参つておりますが、午後続行いたすことにいたします。又次回に譲ることにいたします。如何いたしますようか。

○一松政二君 午後続行はちよつと今日はやめて頂きたいと思ひます。
○委員長(赤松常子君) 外の方の御意見は如何でございますか。それから尙進駐軍要員の問題で特別調査の御出席も願つていた筈でございますけれども、司令部關係の方においでになつたということで御出席が願えなかつたのでございまして、この問題に對してまだ御質問なさりたい方ございまして、如何でございますか。

○原虎一君 委員長それは私から要求しておつたのですが、私直接会つて話を聞いた上で又、委員会なら委員会で質問します。ですから今日はもうこれで閉会したいと思ひます。

○委員長(赤松常子君) では本日はこれにて散会いたすことにいたします。

午後零時八分散会
出席者は左の通り。

委員長 赤松 常子君
理事 一松 政二君
委員 原 虎一君
波多野 林一君
山花 秀雄君
鈴木 強平君
堀木 謙三君
堀 眞 琴君
委員外議員 山田 節男君

國務大臣 保 利 茂君
労働大臣 山村新治郎君
政府委員 労働政務次官 山村新治郎君
労働省職業安定局長 齋藤 邦吉君
労働省労働基準局長 寺本 廣作君
事務局側 常任委員会専門員 磯部 巖君

七月二十一日日本委員会に左の事件を付託された。
一、職業安定法施行規則第二十四条中一部改正に關する請願(第七五号)

第七五号 昭和二十五年七月十三日受理
職業安定法施行規則第二十四条中一部改正に關する請願
請願者 神戸市生田区相生町四の二五五 廣瀬龜壽外十九名

紹介議員 岡崎 眞一君
戸内使用人(女中)および警察の取り締り対象となる旅館、料理店、喫茶店、飲食店、娯樂場等の接客婦、出前持ちその他のサービス業務に従事する使用人等の職業紹介は公共機關よりも民間機關に依頼する方が円滑であるから、就職の機会を容易にし、かつ職業紹介業務を積極的にするために、職業安定法施行規則第二十四条中にこれらの職種を追加するよう同第二十四条を改正せられたいとの請願。